

## 平成30年5月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

平成30年5月8日（火）午前9時30分より臼杵市役所野津庁舎（3階）議事場において会長が5月定例総会を招集した。本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1番 野上 政憲 委員      2番 堀 京子 委員      3番 内藤 康弘 委員      4番 藤嶋 祐美 委員

5番 平山 勝丈 委員      6番 佐藤 幸子 委員      7番 柳井 博之 委員      8番 城野 幸司 委員

10番 小橋 勇二 委員      11番 中野 定重 委員      12番 疋田 忠公 委員

### 欠席委員

9番 陶山 秀明 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長      長野 政元 次長      首藤 英二 副主幹

### 付議議案

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第19号 非農地証明願いについて

議案第20号 農用地利用集積計画の決定について

議案第21号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

副会長 みなさん、おはようございます。ただいまより5月の定例総会を始めます。よろしくお願い致します。

局長 これより議案について審議をよろしくお願い致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願い致します。

議長 それではしばらくの間、議長を務めさせていただきたいと思えます。  
まず最初に、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は陶山委員が欠席となっており、委員総数は11名となります。  
よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議長 それでは、議席番号 11番 中野定重 委員と、議席番号 1番 野上政憲 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。  
議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願い致します。

次長 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
平成30年5月8日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号1、畑 899 m<sup>2</sup> 外2筆、合計2,292 m<sup>2</sup> を耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

番号2、畑 575 m<sup>2</sup> 外1筆 合計1,044 m<sup>2</sup> を有機農業研修圃場とするため、賃借権を設定するものです。

番号3、田 1,031 m<sup>2</sup> を耕地拡張のため、所有権を移転するものです。

番号4、畑 269 m<sup>2</sup> を耕地の拡張のため、所有権を移転するものです。

以上、4件の申請につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たしているものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

4月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

城野委員 農地法3条申請について、私、城野より4月25日に実施しました議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せてご報告します。

まず、番号1の申請についてご報告します。番号1の申請地は売買により所有権を取得するものです。適切に管理されており、露地野菜の耕作を行う予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、調査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については審査基準に該当するものと判断します。

次に、番号2の申請について報告します。番号2の申請地は、借地権を設定するものです。適切に管理されており、農地おこし協力隊により、研修圃場としての露地野菜の耕作を行う予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っております。申請地を公用に要する場合は、全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件については、審査項目から除外されますので、地域との

調和要件についてのみ判断となりますが、審査基準に該当するものと判断します。

次に番号3の申請について報告します。番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。適切に管理されており、引き続き水稻の作付けを行う予定です。3条に必要な添付書類は揃っており、調査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

次に番号4の申請について報告します。番号4の申請地は、売買により所有権を取得するものです。適切に管理されており、露地野菜の作付けを行う予定です。3条に必要な添付書類は揃っており、審査項目の全部効率利用要件、農作業従事要件、下限面積要件、地域との調和要件のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。委員のみなさまの慎重な審議をお願いします。

議長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑、ご意見ございませんか。

－質疑なし－

議長 　質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認　－「全員挙手」－

議長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

議長 　次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願い致します。

次 長 5 ページをお開きください。

議案第 18 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 30 年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

6 ページをお開きください。

番号 1 畑 115 ㎡ について、所有権を移転し、駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。なお、この案件につきましては、平成 10 年に転用された農地であり、追認案件となっております。

番号 2 畑 19 ㎡ 外 1 筆 合計 58 ㎡ について、使用貸借権の設定により、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

番号 3 田 363 ㎡ 外 2 筆 合計 1,831 ㎡ について、所有権を移転し、資材置場と駐車場用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっております。以上、3 件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件につきましても、別紙農地法第 5 条申請チェックリストをご覧いただき、調査員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますので、ご覧ください。

以上、5 条申請 3 件についてご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

柳 井 農地法 5 条申請、私、柳井より 4 月 25 日に実施しました議案第 18 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の  
委 員 報告を行います。チェックリストと併せて報告致します。

まず、番号 1 の申請について報告致します。

売買により取得し、駐車場用地として利用するものです。すでに平成 18 年から所有者により駐車場として利用されており、この件に関して始末書も申請書とともに提出されております。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該

当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類も揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に、番号2の申請について報告致します。

使用貸借により借り受け、一般住宅用地として利用するものです。2筆とも現在、水田と草刈りにより管理された土地として利用されています。審査項目の立地条件①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類が揃っており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

次に番号3の申請について報告致します。

売買により取得し、資材置場と駐車場として利用するものです。なお、申請者は市内で土木工事等営んでおり、隣接の雑種地を借り受けて、すでに資材置場と駐車場として使用していましたが、所有者から土地の返却を言い渡されたため、今回の申請に至っていると思われます。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類は揃っており、それぞれ該当するものと判断します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。皆様の慎重なご審議をお願いします。以上です。

議 長 それでは、ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 —「全員挙手」—

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり

許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致します。

議長 次に、議案第 19 号 非農地証明願いについて事務局より説明及び報告をお願い致します。

次長 8 ページをお開きください。

議案第 19 号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、田 3.3 m<sup>2</sup> の土地については、平成 10 年に転用の許可を受け、転用目的どおり駐車場用地として利用され、非農地化した土地となっております。

番号 2、田 148 m<sup>2</sup> 外 1 筆 合計 250 m<sup>2</sup> の土地については、永年耕作されず、非農地化した土地です。

番号 3、田 284 m<sup>2</sup> の土地については、永年耕作されず、非農地化した土地です。

次にチェックリストと併せて報告を致します。

番号 1 につきましては、転用目的どおり転用し、非農地化された土地。4、5 条許可済みではあるが、地目変更の登記がなされていない土地に該当しております。

番号 2、番号 3 につきましては、土地が隣接しており、同種の内容となっております。③の森林化し、復元が困難な土地に該当しまして、用件のア～コまですべて満たしているものと考えております。

以上、非農地証明願い 3 件についてご提案及び報告を申し上げます。

議長 ただ今の説明及び報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 19 号 非農地証明願いについて採決を行います。本件を、原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 非農地証明願いについて、原案どおり承認することに決定を致しました。

議 長 次に、議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願い致します。

次 長 11 ページとなります。

議案第 20 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

平成 30 年 5 月 8 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

これにつきましては別冊となります。

農用地利用集積計画第 4 号 平成 30 年 5 月 8 日公告の予定です。1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 30 年 4 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明致します。中段に利用権設定の合計の面積と必須を掲載しております。新規、再設定の合計で申し上げます。

田につきましては 13,870 m<sup>2</sup> 11 筆です。

畑については 81,749 m<sup>2</sup> 59 筆です。

合計面積につきましては、95,619 m<sup>2</sup> 70 筆です。

次に貸し手、借り手ですが、これにつきましては貸し手が 33 名に対しまして、借り手は 19 名となります。2 ページ以降につきましては、臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっております。

以上、簡単ではございますが、平成 30 年 5 月 8 日公告予定の農用地利用集積計画第 4 号についてご提案申し上げます。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより、議案第20号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議がない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第20号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定を致しました。

議 長 　次に、議案第21号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願い致します。

次 長 　12ページとなります。

議案第21号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成30年5月8日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

これも別冊になります。農用地利用配分計画案でご説明します。1ページをご覧ください。

畑8筆、合計16,690㎡を配分するものです。賃料は地権者との合意に基づきまして、10aあたり10,000円となっております。

以上の配分計画についてご審議をお願い致します。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第 21 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認－「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定を致しました。

以上で、本総会の議案はすべて終了致しました。お疲れ様でした。(終了 29:32)